
研究論文

企業年金における「連帯」の構造と 積立基準・会計基準のあり方

清水信広*

2008年9月30日投稿

2009年1月12日受理

概要

集団型の年金制度は、個人型の純粋 DC 制度に比較し、加入者各人の選択の自由を制限する。しかし、規模の経済と終身年金の内製化によりコストを抑えられるだけでなく、世代間のリスク分担機能を組み込むことで、予算制約の克服による最適な資産配分の実現、世代間の積立水準の相違の平滑化、年金化直前の経済ショックの緩和など、純粋 DC では不可能な対応が可能になる。このため集団型制度は、大多数の加入者にとって、純粋 DC より効用が高くなる。一時的な積立不足の容認やバッファファンドの利用により、制度運営のリスク（コスト）も低くできる。こうした集団型制度のメリットが維持されるよう、DB の積立基準には十分な柔軟性が必要である。安定的な財政運営のためには、危険準備金の任意積立制度、条件付き給付の採用など一層の工夫が必要である。現行の退職給付会計基準は、債務の測定方法に基本的な誤りがあり、抜本的な見直しが急務である。

キーワード： 純粋 DC, 集団型年金, 世代間のリスク分担, 条件付き給付, 下方乖離準備金 (PfAD)

1 はじめに

個人型の純粋 DC 制度は、加入者各人に大幅な選択の自由を与えるが、そのことが逆に、容易には解決できない様々な問題を内包する原因となる。これに対し集団型の年金制度は、多かれ少なかれ加入者個々人の選択の自由を制限する。しかし、その選択の自由の制限を補って余りある「価値」が、その集団型制度が選択の自由の制限によって実現している世代内・世代間のリスク分担・移転の機能（これは年金制度における「連帯」構造の1つである）に

認められるのであれば、当該選択の自由の制限は合理的であると評価することができる。

純粋 DC と集団型年金を比較した場合に、加入者等の選択の自由の制限（これは企業年金における「連帯」の一種である）を通じて、加入者の全体的な効用が向上する場合があるとすれば、そのような「連帯」には、どのようなものがあるだろうか。また、この考察を踏まえたとき、望ましい「連帯」を実現するには、企業年金の設計はどのようなものであるべきだろうか。さらには、そうした制度を維持発展させていくためには、積立基準等の企業年金規

* 〒105-8010 農業者年金基金 東京都港区西新橋 1-6-21
NBF 虎ノ門ビル 5 階 e-mail: n.shimizu@nounen.go.jp